

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準

(平成 23 年 12 月 5 日
総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 61 年 2 月 3 日那覇市告示第 31 号）第 2 条第 1 項第 6 号の営業所等認定基準について定める。

(定義)

第 2 条 営業所等とは、本市を所在地とする本店、支店及び営業所をいう。

(認定要件)

第 3 条 営業所等として認定するにあたって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 営業所等には、営業事務を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられていること。
- (2) 営業所等の所在を明らかにした看板等が掲示されていること。
- (3) 営業所等には常勤の者を配置していること。この場合において、連絡員のみでの配置であったり、不在転送の電話や単なる取次ぎにとどまらないこと。

(実態調査)

第4条 市長は、前条の要件を確認するため、営業所等の所在及び実態について、必要に応じ、調査を行うものとする。

- 2 前項の調査は営業所等を訪問し、関係書類の提示を求めるものとする。この場合において、現況について写真撮影その他の方法により記録の保存を行わなければならない。

付 則

- 1 この基準は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定は、この基準の施行の日より前に現に登録を受けている者については適用しない。

付 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 10 日から施行し、平成 30 年 10 月 24 日から適用する。